

第3回令和7年度災害廃棄物対策推進検討会における委員御意見に対する回答

※当日回答：白色箇所、本日回答：水色箇所

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）	回答者
1	(2) ①専門的支援機能・機関	浅利委員	資料3 P.21 で、1つの機関で担う体制を構築することが望ましいということではあるが、この間、オールジャパンで取り組み、民間・公的機関または地方環境事務所を含めて連携体制ができ、様々な知見も蓄積されている。専門支援機関だけに任せるというより、 <u>ハブとして各種機関と連携して活躍するといったニュアンスや、各機関の協力を得るという姿勢、態度を示したほうが良い。</u>	委員御指摘のとおり、災害支援の全てを専門支援機関が担うということではなく、 <u>災害廃棄物対策・支援のハブとして、関係機関と連携し、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を実現していく</u> ものであり、こうした意図を明確にお伝えできるよう工夫していく。	事務局
2	(2) ①専門的支援機能・機関	大迫委員	資料3 P.16 の発災時の支援体制に関し、従来は環境省本省（本部）が主導していたD.Waste-Net等の <u>人材の派遣調整について、本部と現地のどちらで行うのか。より情報が集まる「現地」や「専門支援機能・機関」が今後は差配していく方針なのか。現地支部とは、被災現地での現地対策本部と想定してよいのか。</u> 平時での現地支部と本部の関係性、発災時の現地対策本部と本部との役割や関係性について、曖昧なところがないか。	専門支援機関の現地支部は、 <u>発災時に被災地で設置する「現地対策本部」を想定している。</u> D.Waste-Net や人材バンク等の支援者の派遣調整については、 <u>現地支部の専門支援機関が「どこに誰を派遣するのが効果的か」の情報整理や調整を行い、その結果を踏まえて最終的な派遣依頼は「環境省本省（本部）」が行うことを想定している。</u>	事務局
3	(2) ①専門的支援機能・機関	大迫委員	資料3 P.20 の <u>専門支援機関を担う候補について、適切に整理いただいた。</u> 国立環境研究所はD.Waste-Net の構成機関として支援してきたが、研究の基盤を基にした技術的な部分支援を一部行ってきたが、全体の統括調整機能的な部分を担うのは難しい。ERCA も含めて、JESCO との対比はうまく整理いただいたと考える。	—	—

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）	回答者
4	(2) ①専門的支援機能・機関	大迫委員	専門支援機関が迅速な支援を行うため、都度、環境省本省の承認を得ることなく、財政的・技術的な判断も含めて主体的に動けるような権限委譲や裁量が認められるのか。あわせて、スピーディーな対応を可能にするため、事前に明確な指示系統や行動要領を整理しておくべきではないか。	→資料4 専門支援機関の活動における基本的な方針の策定について参照	事務局
5	(2) ①専門的支援機能・機関	勢一委員	資料3 P.5の専門支援機関の平時の役割について、自治体が専門支援機関に業務を発注することだが、これは自治体の判断で有償の委託契約となるのか。また、その場合、専門支援機関への委託が事実上の独占とならないか、また実績のある民間シンクタンクや地元事業者との競合や市場の競争原理に問題が生じないか。	(当日回答に一部追記) 平時について、自治体から専門支援機関に業務を依頼する場合は、有償での契約を想定している。また、専門支援機関は、地方環境局と連携し国の代理として、特に小規模自治体への災害廃棄物処理に係る計画策定支援や、全国的な災害廃棄物対応力向上に資する研修・訓練等の実施を予定している。これはこれまで国が担ってきた自治体への支援機能を補完し、さらに、十分行き届いていなかった災害廃棄物対策を強化するものである。自治体と専門支援機関との契約は、数ある選択肢の1つである。自治体は予算や状況に応じて、従来通り民間コンサルタントに委託したり自前で策定したりすることも可能であり、独占を強いるものではない。	事務局
6	(2) ①専門的支援機能・機関	勢一委員	資料3 P.10の発災時の支援イメージについて、専門支援機関が活躍する場合は、大規模災害の想定で、全ての災害ではないと思っていた。どのレベルの災害に対しても支援するのか。その場合、どの災害で稼働するのかといった基準が、法的に決まるのか。	専門支援機関による支援対象となる災害規模について、実態として小規模な災害であっても自治体のみでの対応は難しいため、環境省による支援が前提となるものと認識。そのため、資料3 P.12では、「平時の廃棄物処理体制で対応しきれない規模の災害」となった場合に、専門支援機関によ	事務局

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）	回答者
				る支援を行うこととしている。なお、法的に支援する災害規模を規定するものではない。	
7	(2) ①専門的支援機能・機関	勢一委員	資料3 P.14 では、多岐にわたる平時・発災時の支援内容を、1つの専門支援機関で一元化して担うとのことだが、この期間の運営には多大なコストや人材が必要となることが想定されるが、その <u>運営経費は誰が負担するのか</u> 。国による公金、あるいは利用する自治体による応分の負担となるのか。	専門支援機関の運営経費や業務費用の負担について、平時は国の代理として支援を行うことから原則国負担とし、自治体から専門支援機関に業務を発注する場合には自治体負担を想定している。発災時について、特に <u>発災初動期</u> は、国として迅速な支援が必要となるフェーズであり、 <u>国負担</u> とすることを想定している。 <u>発災後</u> 、一定期間以降は、専門支援機関は被災自治体が行う廃棄物処理・解体工事等に係る契約事務等の支援を行う予定であり、 <u>自治体負担を求めていくことを想定</u> している。その自治体費用の原資については、環境省の <u>災害廃棄物処理に係る補助金の対象として国が支援すること</u> を想定している。	事務局
8	(2) ①専門的支援機能・機関	勢一委員	資料3 P.20 で、具備要件を満たす機関と組織として JESCO が適当であると示されたが、PCB 処理や中間貯蔵を担ってきた同社が、これまでとは異なる <u>災害廃棄物対応業務に対応できるだけの人材を十分に確保できるのか</u> 。 また、全額政府出資の特殊会社は業務範囲が法的に制限されているはずだが、 <u>令和2年7月豪雨以降すでに災害廃棄物対応の支援を行っていることについて、どのような法的・組織的な根拠に基づいているのか</u> 。	JESCO は <u>これまで現行法の範囲内（※）で、災害廃棄物処理に係る自治体支援を担ってきた</u> 。 ※現行法においては、以下の通り規定。 第7条 会社は、（中略）次に掲げる事業を営むものとする。 五 環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供を行うこと 具体的には、令和2年7月豪雨以降、のべ689人（令和8年6月11日時点）を被災自治体等に派遣し、 ・仮置場状況の確認・廃棄物量の把握等 ・広域処理に係る受入自治体との調整や進捗管理 ・被災自治体と処理支援者とのマッチング支援 といった支援を行ってきた。	事務局

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）	回答者
				JESCO が専門支援機関としてより力を発揮するためには、廃棄物処理・公費解体に関する技術的・専門的な知見を有する人材を確保することが必要となる。JESCO が自治体の実務支援を担うことも踏まえ、 <u>自治体の災害廃棄物対応経験者や廃棄物処理事業者・建設事業者などからの採用も含めた専門人材の確保を検討していく。</u>	
9	(2) ①専門的支援機能・機関	中林委員	資料3 P.14 の平時・発災時の支援の内容について、支援と受援は明確に使い分けすべき。 発災時において自治体は、「被災して受援する自治体」「支援に回る自治体」に分類され、「被災して受援する自治体」の中には「支援を受けつつ自力で対応可能な自治体」「受援が不可避な自治体」があり、大きく3つに分類される。 <u>専門支援機関は、被災自治体が「自力で対応できるか」「大規模な受援が必要か」を的確に判断・アドバイスし、外部の支援を円滑に受け取れるハブとして機能するイメージを持つことが必要。</u>	→資料4 専門支援機関の活動における基本的な方針の策定について参照	事務局
10	(2) ①専門的支援機能・機関	牧委員	資料3 P.14、15 で、平時業務としてデジタルツールによる業務管理が災害時の肝になると考える。「ツール活用のための研修・訓練の運営」と書いてあるが、ツールを使うこと＝災害対応時の実践的な訓練であり、 <u>専門支援機関が災害廃棄物処理全体の訓練を包括的に担っているようなイメージや位置づけを、より明確に打ち出すとよい。</u>	委員御指摘のとおり、デジタルツールや業務進捗管理をしていくのが肝になる。 <u>専門支援機関が全体管理を担っていくとの趣旨が明確になるよう、表現含めて工夫していく。</u>	事務局
11	(2) ①専門的支援機能・機関	牧委員	資料3 P.16、17 で、専門支援機関が対応する位置づけが明確になった。	委員御指摘のとおり、専門支援機関だけで担いきれない場合を想定し、 <u>支援体制を考えていく必要</u>	事務局

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）	回答者
			東日本大震災時の都市再生機構（UR）の例のように、大規模災害時には専門支援機関だけのキャパシティでは対応しきれず、民間に頼らざるを得ない事態が生じる可能性がある。そのため、 <u>専門支援機関のリソースが不足した場合にどうカバーするのか、あらかじめ代替手段や民間連携のあり方も想定・検討しておく必要がある。</u>	<u>がある。民間コンサルタントの関わり方や実務支援（現地確認、発注・進捗管理支援など）の在り方について、より明確にするため引き続き検討していく。</u>	
12	（２）①専門的支援機能・機関	安富委員	広報、情報発信について、資料３ P. 5、14 ページの平時のところにある広報、情報発信について、「マニュアル、ひな型の改定等を含む」との記載があり、具体像が分からない。 自治体が不得意とし、過去の失敗例も多い「 <u>発災後の住民やマスコミへの情報発信</u> 」をどこで担うのか、その視点や位置づけを整理すること。 平時に作成したマニュアルやひな型を発災時にどう活かすかという具体的な運用方法や、マスコミ対応まで含めた検討を行うべき。	→資料４ 専門支援機関の活動における基本的な方針の策定について参照	事務局
13	（２）①専門的支援機能・機関	酒井座長	資料３ P. 10 の支援イメージの整理について、 <u>コンサルタントの活用、事務委託、巡回支援の３つについて、それぞれのパターンごとにバラつきがあるため、統一性を持って整理したほうが良い。</u>	→資料４ 専門支援機関の活動における基本的な方針の策定について参照	—
14	（２）①専門的支援機能・機関	吉岡委員	専門支援機関として JESCO が有力候補であることは適切な判断。災害の規模に関わらず、平時からの関係機関との連携体制について、各自治体が容易に理解できるような説明の工夫をお願いしたい。専門支援機関が状況に応じて機動的に動ける	No. 1、4 を参照	—

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）	回答者
			よう、ある程度柔軟な判断や裁量を可能にする仕組みづくりをいただきたい。		
15	(2) ②一般廃棄物処理計画への災害廃棄物に関する事項の追加について	勢一委員	「自治体の処理計画の想定を超える規模」を支援ラインとすることは合理的だが、それを前提とした計画改定が自治体側に必要になる。一方で、「民間事業者の活用も自由」という曖昧さもあり、最終的な制度設計がどう着地するのか不透明である。 今後の人口減少を見据え、政令市や中核市が拠点となり小規模自治体をリードする「市町村間の広域連携」が重要になる。そのため、単独ではなく複数自治体による「処理計画の共同策定」を国や専門支援機関が推奨・支援すべきである。	専門支援機関への支援要請は、「平時の廃棄物処理体制では対応できない規模の災害が発生した場合」を基準としている。したがって、<u>支援の判断は計画上の想定規模ではなく、実際の処理能力で行われる。</u> また、市町村間の広域連携や処理計画の共同策定については、国としてもそのような手法を認めており、政令市・中核市が中心となる連携も選択肢の一つと考えている。ただし、制度として一律に推進するのではなく、<u>各自治体の規模や実情に応じて柔軟に対応していく方針である。</u>	事務局
16	(2) ②一般廃棄物処理計画への災害廃棄物に関する事項の追加について	中林委員	災害廃棄物処理計画を一般廃棄物処理計画に位置付ける考え方には同意する。ただし、災害廃棄物処理は、都道府県、政令市、市町村、広域組合などの役割によって対応の在り方が大きく異なる。特に、災害廃棄物の大部分を占める解体廃棄物は、平時には産業廃棄物として都道府県が所管する一方、災害時には公費解体として市町村が主体的に関与するため、各自治体が処理計画の中でどのような役割を担うのか整理が必要である。 また、政令市は平時・災害時ともに都道府県と市町村の双方の機能を担うなど、自治体区分によって実務内容が異なることから、<u>都道府県、政令市、市町村、広域組合のそれぞれについて、災害</u>	災害時においては都道府県と市町村、それぞれの役割や立場に応じた計画内容をより明確に整理する必要があると認識した。 これを踏まえ、国としては今回の法改正を踏まえ、自治体が実効性のある計画を策定できるよう、<u>計画策定マニュアルの内容をより具体化し、自治体区分ごとの役割や計画内容の整理についても検討していく。</u>	事務局

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）	回答者
			<u>廃棄物処理計画に位置付ける内容や役割の違いを整理し、分かりやすく示すべきではないか。</u>		
17	(2) ②一般廃棄物処理計画への災害廃棄物に関する事項の追加について	大迫委員	災害廃棄物対策を一般廃棄物処理計画に位置付ける意義については、体制整備のための計画策定義務化という観点だけでなく、<u>計画を定期的に見直す仕組みを通じて災害対応力を継続的に維持・強化できる点にも大きな意義がある。</u> 一般廃棄物処理計画は概ね5年ごとに改定されるため、担当者の交代や環境変化によって計画の実効性が低下することを防ぎ、災害への備えを定期的に点検・更新できる。このような継続的な改善サイクルを確保できることも、計画への位置付けを義務化する重要な理由として明確に示すべきではないか。	—	—
18	(3) ②地域間協調ワーキンググループ	牧委員	資料6 P. 8の災害廃棄物対応における役割分担の⑤住民窓口について、 <u>公費解体の受付は事案処理としたほうが良い。</u>	—	—
19	(3) ②地域間協調ワーキンググループ	牧委員	資料6 P. 14の支援目安について、自治体の職員数は人口規模に応じて決まると考えられるため、平時の廃棄物処理体制を基準とする考え方は理解できる。一方で、 <u>災害廃棄物量の規模による基準も合理的に見えるが、両者の該当割合には大きな差が見られない。この原因について引き続き検討</u> いただくとうい。	支援の判断基準については、人口当たりの災害廃棄物発生量や平時の処理量との比較など複数の指標を用いて検討しているが、両者の関連性は比較的高い一方で、<u>それぞれの指標が持つ意味や妥当性については、なお検討を深める必要があると認識しており、今後さらに検討を進めていく。</u> また、災害廃棄物対策は平時からの備えが基本であり、基本を忘れず検討を進めていく。	浅利委員
20	(3) ②地域間協調ワーキンググループ	勢一委員	資料6 P. 13の人口規模ごとの従事職員数が、小規模な自治体はとても少ない。発災時の対応も大変だが、平時の対応も簡単ではないという課題が		

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）	回答者
			見える。そういう意味では、 <u>平時から備えておく</u> というのが非常に大事。		
21	(3) ③所有権等に関するワーキンググループ	勢一委員	公費解体における所有者等の意向確認については、制度上は現行制度で対応可能と整理されているものの、実際には空き家の増加や未相続・未登記物件の存在により、所有者の特定や意思確認に多大な人員・時間・費用を要することが大きな課題となっている。 そのため、制度の有無だけでなく、<u>実務上の課題をどのように解決して制度を機能させるかが重要</u>であり、環境省には現場の実態を踏まえた対応策の検討を進めてほしい。また、所有者調査など負担の大きい業務については、<u>専門支援機関が自治体を支援する仕組みも有効</u>ではないか。	所有者不明や未相続・未登記の建物については、現行制度上、所有者不明建物管理制度を活用することで対応可能であり、公告や裁判所の手続を経て管理人を選任する仕組みが整備されている。ただし、所有権は憲法上保護される財産権であり、一定の時間や手続負担が生じることは避けられない。 また、自治体の負担が大きいことは認識しているが、所有者確認が困難なケースには現行制度で対処することが基本となる。さらに、抵当権者との連絡が困難な場合は所有者の宣誓書により公費解体を進められる場合があり、内部の貴重品は解体時に搬出する運用としている。 加えて、隣地使用については民法改正により一定の場合に隣地利用が認められているため、こうした既存制度の活用が進むよう、マニュアル等を通じた周知を強化していく。	大塚委員
22	(3) ③所有権に関するワーキンググループ	浅利委員	伝統工芸品を含めて、平時のうちに排出すると、価値化されるものもある。そうした多角的な観点で検討いただきたい。	—	—
23	(3) ③所有権等に関するワーキンググループ	牧委員	資料 7-1 P.17 の区分所有法の課題として反対者により公費解体に踏み切れないとあるが、阪神・淡路大震災のときにも、修繕の差し止め請求で10年ほどかかった。反対者は丁寧に対応しないと大変対応に時間がかかった事例もあるので、そういった例も調べていただくとよい。	区分所有建物の公費解体については、阪神・淡路大震災当時の課題を踏まえて区分所有法が改正されており、現在は反対者がいても対応できる制度が整備されている。 具体的には、解体に反対する区分所有者に対しては区分所有権の売渡請求制度を活用でき、反対者	大塚委員

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）	回答者
				の意思にかかわらず区分所有権を取得できるため、最終的に反対者の同意を得る必要がなくなる。そのため、阪神・淡路大震災時のように反対者の存在によって解体が長期間停滞する問題は、現行制度では生じにくい。	
24	(3) ③所有権等に関するワーキンググループ	酒井座長	区分所有との関係で、過去の差し止め例のご紹介もあったが、<u>区分所有関連の分譲マンションでの解体で、過去うまくいった事例があれば、そこはしっかりと調査してご紹介いただきたい。</u>	→資料5 今年度の災害廃棄物対策推進検討会・ワーキンググループについて参照	事務局
25	(3) ②地域間協調ワーキンググループ	安富委員	災害廃棄物処理は、災害対策本部の中で重要な業務として位置付けられるべきであり、<u>地域防災計画には災害廃棄物処理に関する基本的な方針や目標を位置付け、その上で災害廃棄物処理計画を具体的な実施計画として整理する形が望ましい。</u>	地域防災計画と災害廃棄物処理計画の連携は現行の災害廃棄物対策指針にも記載されている。また、<u>実態として地域防災計画に概要が記載され、災害廃棄物処理計画に詳細が記載されていることが多い。</u>今秋設置予定の防災庁など他の関係機関とも連携し、計画の実効性向上を図っていく。	事務局
26	(3) ②地域間協調ワーキンググループ	安富委員	災害廃棄物処理計画における仮置場の選定については、従来想定されている「住民が自ら仮置場まで搬入する」という前提が、高齢化や単身高齢者の増加が進む地域では必ずしも現実的ではないという課題がある。 実際に水害を経験した自治体では、高齢者が仮置場まで災害廃棄物を運べず、回収業者が近隣に集積された廃棄物を取りまとめて仮置場へ搬送する対応が行われていた。そのため、<u>仮置場の確保・選定だけでなく、高齢者等が搬入できない場合の収集運搬体制や地域の人口構成を踏まえた運用方法も含めて検討すべきではないか。</u>	地区集積所及び戸別収集に関するグッドプラクティスを整理し、自治体へ周知を行ってまいりたい。	事務局

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）	回答者
27	(3) ②地域間協調ワーキンググループ	中林委員	資料6 P. 8で、公費解体の受付は罹災証明書の発行後に住民から申請を受け付ける流れとなるが、その際には「解体するべきか、修繕して活用するべきか」の判断に住民が迷うケースが多い。そのため、 <u>公費解体の窓口を単独で設けるのではなく、罹災証明の発行、相談対応、公費解体申請をワンストップで実施し、建築の専門家などと連携して住民の意思決定を支援する体制が重要。</u> こうした他分野との連携により、不必要な解体の防止や住民支援の充実につながるため、 <u>その重要性を制度やガイドラインの中で示すべき。</u>	公費解体に関わる業務内容や関係機関との連携のあり方を丁寧に整理した上で、 <u>自治体間の受援・支援だけでなく、多様な主体との連携の可能性も含めて検討していく。</u>	浅利委員
				本年3月改訂した「公費解体・撤去マニュアル（第6版）」において、罹災証明書発行窓口や家屋解体相談窓口、応急修理相談・受付等の各種相談も受け付ける <u>総合相談窓口の設置の取組について周知</u> するとともに、熊本地震における熊本市の事例紹介を行った。	事務局
28	(3) ①技術システムワーキンググループ	中林委員	空き家の公費解体については、誰が申請主体となるのか、また居住実態がなく罹災証明の対象とならない場合にどのような扱いになるのかなど、 <u>制度全体の整理が必要ではないか。</u> また、今後は人口減少や高齢化が進む地域で空き家が大きな課題となることが予想されるため、 <u>平時から空き家対策を進めることが、災害時の廃棄物発生量の抑制にもつながるという視点で検討すべき。</u>	罹災証明を取っていない空き家について、被災証明で対応していると認識しているが、確認する。	牧委員
				空き家について、自治体において罹災証明又は被災証明を発行し、公費解体の対象となるかを判断する。その上で、所有者を探索してもなお不明の場合には、所有者不明建物管理制度を活用することとなる。 本年3月改訂した「公費解体・撤去マニュアル（第6版）」においては、空家等対策の推進に関する特別措置法の概要や、過年度の技術・システムワーキンググループにおける空き家対策による災害廃棄物発生量の抑制に係る検討結果を掲載し、平時からの空き家対策の必要性について周知を行っている。	事務局

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）	回答者
				引き続き、空き家対策を含む、災害廃棄物量の削減に寄与する平時に実施可能な取組について、検討していく。	
29	(3) ①技術システムワーキンググループ	勢一委員	人口減少で、特に地方では高齢化も進んでおり、空き家の増加が災害リスクに直結する。発災時の被害量の推計が示されたが、 <u>人が住んでいる家と空き家では被害量が変わってくるのかどうか気になった。推計が容易にできるようになれば、災害廃棄物処理計画の策定が容易になる。</u>	災害廃棄物発生推計量には、空き家も含む。	牧委員
30	(3) ②地域間協調ワーキンググループ	金澤委員	資料6 P.17 の処理支援可能台数や従事者数の推移について、 <u>平時から集積場所や収集ルート、廃棄物発生量、災害時の交通制約等を把握・整理し、受援体制を確立しておくことが重要。</u> また、これらの事項を一般廃棄物処理計画に明確に位置付けるとともに、仮置場の確保や災害廃棄物の処理・処分先の確保などを災害廃棄物対策として計画に盛り込むべきである。	今後は、収集ルートや集積場所などの情報を平時から一元化・データベース化し、専門支援機関の活用や AI の活用も含めて、受援体制の強化と情報管理の充実を検討していく。	浅利委員
31	(3) ②地域間協調ワーキンググループ	大迫委員	資料6 P.12 で、支援要請や事務委託の目安を示すことは有意義であるが、今後は一般廃棄物処理計画への位置付けを通じて、自治体ができるだけ自律的に災害廃棄物処理に対応できる体制を強化することが重要。そのため、特に小規模自治体への配慮は必要であるものの、支援制度への過度な依存を促すような運用ではなく、自助的な対応能力の向上を基本とすべきである。	災害廃棄物処理では自治体の自主的な対応が基本であり、専門支援機関は一定の基準を超えたら自動的に支援する存在と捉えるべきではない。今後は、支援を受けた事例だけでなく、より大規模な災害でも支援に頼らず対応できた事例を整理・分析し、自主的な処理体制の要因や、一部事務組合による効果的な取組などについても検討していく。	浅利委員
32	(3) ②地域間協調ワーキンググループ	大迫委員	<u>一部事務組合は、専門人材が継続的に関与しながら広域的な廃棄物処理を担う重要な主体であるた</u>		

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）	回答者
			め、 <u>災害廃棄物対応を組織の役割としてより明確に位置付け、積極的に関与できるよう検討を進めるべきではないか。</u>		
33	(3) ①技術システムワーキンググループ	勝見委員	南海トラフ地震による膨大な災害廃棄物の発生を踏まえ、コンクリートや瓦など再生利用可能な資材の活用を進めるためには、処理量だけでなく復旧・復興における需要の時期との整合も考慮したシナリオ検討が重要。処理を迅速に進めるだけでなく、再生資材の有効利用を見据えて処理速度を調整する視点も必要である。	再利用についてタイミングをどう合わせるのかは東日本大震災以来の大きな課題であり、引き続き検討を進めていく。	牧委員
34	全般	中林委員	区分所有関連の分譲マンションのグッドプラクティスとしては、熊本地震の事例を整理するとよい。災害廃棄物対策では、発災後の処理だけでなく、平時から災害廃棄物の発生量そのものを減らす取組が重要である。空き家対策に加え、退蔵ごみや処理困難物の適正処理を促進し、住宅の耐震化を進めることで災害廃棄物の削減につながる。地域間協調ワーキングでとりあげるなど、平時の取組による減量化の重要性を制度やガイドラインに位置付けるべきである。	No. 24、28 を参照	—
35	(3) ②地域間協調ワーキンググループ ※会議後、意見受領	島岡委員	大規模災害時には、被災自治体が直接支援自治体を探したり調整したりすることは困難なため、 <u>都道府県、地域ブロック協議会、専門支援機関などが受援・支援の仲介役となり、被災自治体のニーズと支援可能な自治体をマッチングする仕組みが必要</u> である。 また、焼却能力や埋立容量、派遣可能な車両・人員	No. 1、2、10 を参照	—

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）	回答者
			などの支援側の情報は常に変化するため、 <u>平時のデータだけでなく、発災後に情報を更新・集約し、被災地外の自治体や支援機関が調整を担うことが望ましい。</u>		